

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - （2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第16号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

○火災予防規則

（点検及び整備の要領等）

第13条 条例第3条第2項第2号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第12条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を2年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第5号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第5号

福山地区消防火災予防条例（平成2年条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第12条第1項第9号及び第19条第1項第13号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4

第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2・3 （略）

【解釈及び運用】

本条は、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外に設けるテントやバレル（木樽）に放熱設備を設けた消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備について規定したものである。（図7-2-1参照）

＜テント型サウナ＞



＜バレル型サウナ＞



図7-2-1 簡易サウナの例

【出典：総務省消防庁資料】

1 第1項

(1) 柱書き

簡易サウナ設備の定義について規定したものであり、屋外等の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備で、薪又は電気を熱源とした定格出力6キロワット以下のものが本条の適用を受けることとなる。

ただし、定格出力が6キロワット以下であっても、簡易サウナ設備の定義に該当し

ないものについては、一般サウナ設備として取り扱われることとなり、簡易サウナ設備として取り扱われないものの例としては、次のものが挙げられる。

ア 防火対象物の屋内に設けるもの

イ テント型サウナ室又はバレル型サウナ室以外のサウナ室に設けるもの

ウ 灯油、ガス、木質ペレット、木材チップ等、薪又は電気以外のものを熱源とするもの

なお、「**定格出力**」については、販売・製造業者の仕様書等の確認により判断することとなる。

(2) 第 1 号

ア 「**火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合**」とは、条例第 3 条第 1 項第 1 号の【解釈及び運用】によること。

イ 「**離隔距離基準により得られる距離**」とは、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離をいう。

なお、簡易サウナ設備及び一般サウナ設備ともに、条例別表第 3 による離隔距離は定められておらず、設置事業者等が提出する資料等を基に判断することとなる。

(3) 第 2 号

ア 「**直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置**」とは、放熱設備の異常な温度上昇による出火を防止するため、手動と自動で熱源を遮断する安全装置である。

電気ヒーターの場合は、一般に温度ヒューズと電源遮断スイッチを使用しており、温度を自動的に調節する温度制御装置は熱源遮断装置には含まない。これは制御装置では、一般的に異常な温度上昇が遮断されても、再び温度が下がると通電し、危険な状態が繰り返されて、出火に至るという危険性を防止するためである。

なお、熱源が遮断された場合は、異常発生原因を徹底的に究明したうえ、必要な措置を講じてからでなければ復旧してはならない。

イ 薪を熱源とする簡易サウナ設備において、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器(以下この条の解説において「代替消火器」という。)については、令第 10 条第 2 項の規定の例により設けること。この場合において、代替消火器は法第 17 条の規定に基づき設置する消防用設備等ではないが、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替であることから、常に使用できる状態である必要がある。

なお、代替消火器と、省令第 6 条第 5 項又は条例第 37 条第 1 項第 4 号の規定に基づき設置する消火器を兼用して差し支えないが、この場合には、法第 17 条の規定に基づく維持管理が必要となる。

2 第 2 項

条例第 3 条（炉）及び第 5 条（ストーブ）の位置、構造及び管理についての規定が、第 3 条第 1 項第 1 号、第 10 号から第 13 号まで、第 15 号から第 16 号の 3 まで、第 2 項第 6 号、第 3 項及び第 4 項並びに第 5 条第 2 項を除いて、簡易サウナ設備に準用されることを規定している。（表 7-2-1 参照）

なお、条例第 3 条第 1 項第 8 号の規定の準用により、容易に転倒しない構造とする必要があるが、特にテント型サウナは軽量であることから、適切な転倒防止措置が確保されるよう留意する必要がある。また、簡易サウナ設備に附属する煙突については、第 9 条（火を使用する設備に付属する煙突）の規制を受けることとなる。

表 7 - 2 - 1

「簡易サウナ設備」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		7	火災発生のおそれのある部分是不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		14	固形燃料を使用する場合の構造
		17	電気を熱源とする場合の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気をを使用する場合の点検者の指定（告示第 5 号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		5	異常燃焼を生ずるおそれのある設備に監視人の配置
5	1	一	不燃材料のたき殻受けの付設